

神戸港海上小口混載サービス開設支援事業 補助金交付要綱

令和3年6月23日 港湾局長決定

神戸港海上小口混載サービス開設支援事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目 的）

第1条 この補助金は、神戸港を活用した新たな海上小口混載サービスを開設する事業者に対し、その経費の一部を支援することにより、神戸港の利用促進、港勢拡大を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- （1）海上小口混載サービスとは、荷主が異なる貨物を同一のコンテナにまとめて、海上輸送するサービスのことをいう。
- （2）フォワーダーとは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する第一種貨物利用運送事業の登録または第二種貨物利用運送事業の許可を受けた事業者のことをいう。
- （3）バンニングとは、貨物をコンテナに詰め込む作業のことをいう。また、デバンニングとは、貨物をコンテナから取り出す作業のことをいう。

（対象事業者）

第3条 補助金交付の対象となる事業者は、日本国内に事業所を有するフォワーダーであって、事業活動を1年以上継続している事業者とする。

（対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- （1）神戸港発または神戸港着の海上小口混載サービスを新たに開設するものであって、自社で混載コンテナを仕立てるサービスであること。なお、韓国発着サービスや、韓国で積替えするものは対象外とする。
 - （2）サービス開設時に広告媒体や自社ホームページ等を用いて広く公表すること。
 - （3）輸出サービスの場合、神戸市内でのバンニングかつ神戸港での船積みを行い、輸入サービスの場合、神戸港での荷揚げ、かつ神戸市内でのデバンニングを行うこと。
- 2 補助金の交付を受けるにあたっては、補助金の交付を受けようとする事業が、継続的に行われる事業であって、当該年度の3月において事業が継続されていること、および第5条に掲げる補助対象期間中に、神戸港において1TEU以上の輸送を行うことを要する。
- 3 前項における輸送については、阪神国際港湾株式会社と「阪神港の集貨事業」に関する委託契約（以下「補助対象契約」という。）を締結する場合は、本要綱の適用を受けることができないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）令和3年度に新たに開設したサービスについて、1事業あたり30万円

- (2) 前号のサービスで輸送した貨物に対し、1 TEU あたり 1 万円
- 2 前項第 1 号よび第 2 号の補助金は 1 申請事業者につき 1 回限りとする（上限 100 万円）。

（補助対象期間）

第 6 条 補助対象期間は、当該補助金の交付決定に係る当該年度の 7 月 1 日から 2 月末日までとする。
なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。

（交付申請）

第 7 条 申請事業者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の 12 月第 3 金曜日とする。

- (1) 事業計画・補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要（様式第 2 号）
- (3) 誓約書（様式第 3 号）

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）をもって申請事業者へ通知するものとする。

（計画及び補助事業の変更等）

第 9 条 交付決定を受けた申請事業者（以下「補助金交付決定事業者」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 6 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定内容に対して実績が減少する場合等、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）又は補助事業中止承認通知書（様式第 9 号）により、補助金交付決定事業者へ通知するものとする。

（月報の提出）

第 10 条 補助金交付決定事業者は、毎月 15 日までに、前月の補助事業の遂行の状況に関する報告を行わなければならない。当該報告は、コンテナ明細（様式第 14 号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を提出することにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助金交付決定事業者に求めるものとする。
- 3 補助金交付決定事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の報告に記載された貨物量情報は、本市統計担当に提供するものとする。この情報が港湾調査情報と照合して齟齬がある場合は、本市統計担当から情報の確認を行う場合がある。

(実績報告書等の提出)

第 11 条 補助金交付決定事業者は、補助金規則第 15 条に基づき、対象事業の補助事業実績報告書（様式第 10 号）及びコンテナ明細（様式第 14 号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を事業実施後、速やかに市長へ提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の 3 月の第 2 金曜日とする。

2 市長は、前項の報告があったときには、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助金交付決定事業者を求めるものとする。

3 補助金交付決定事業者は前項の根拠資料の提出を求められたときには、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により、速やかに補助金交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第 13 条 補助金交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた後、補助金請求書（様式第 12 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は 30 日以内に補助金を補助金交付決定事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助金交付決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。